

2 補助対象者・要件

①申請者が個人事業主の場合の提出書類

申請書類及び添付書類	様式	注意点
・経営発展計画	様式第2号	必須書類
・ 個人事業の開業・廃業等届出書（写し）	税務申告書類	・申請者が個人事業主の場合は、必須書類 ・事業の引継ぎを受けた先の住所、氏名の記載があること。 ・收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。
・継承時点の所得税確定申告書第一表及び第二表（写し） ・継承時点の所得税青色申告決算書（写し）	税務申告書類	・必須書類（申請者の先代事業者分） ・所得税法143条に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。
・ 所得税の青色申告承認申請書（写し）	税務申告書類	・必須書類（申請者分） ・收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。
・家族経営協定（写し）	任意様式	家族農業経営の場合は必須書類
・経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト	様式第12号	必須書類
・ 都道府県から交付を受けた飼養衛生管理基準の遵守状況が確認できる書類	任意様式	申請者が飼養衛生管理基準に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合、必須書類
・ 環境負荷低減の取組が確認できる書類（経営発展計画にて「環境配慮」の欄にチェック入れた場合）	任意様式	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第4条に基づく認定が確認できる書類（エコファーマー認定証） ・申請時点における化学農薬や化学肥料の削減、耕畜連携、飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減などを行っていることが確認できる書類

2 補助対象者・要件

①申請者が法人の場合の提出書類

申請書類及び添付書類	様式	注意点
経営発展計画	公募要領	必須書類
・ 履歴事項全部証明書（写し）	登記事項証明書	任意組織以外の場合
・ 定款又は組織及び運営についての規約（写し）	任意様式	任意組織の場合
・ 継承時点の法人税確定申告書別表一（写し） ・ 継承時点の損益計算書（写し）	税務申告書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須書類（申請者分、又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては申請者の先代事業者分） ・ 法人税法第121条第1項に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・ 收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。事務所などからe-Taxにより申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。
・ 法人税の青色申告承認申請書（写し）	税務申告書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税法第122条第1項に規定する青色申告の承認申請を行っている場合 ・ 收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。
経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト	公募要領	必須書類
・ 都道府県から交付を受けた飼養衛生管理基準の遵守状況が確認できる書類	任意様式	申請者が飼養衛生管理基準に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合、必須書類
・ 環境負荷低減の取組が確認できる書類（経営発展計画にて「環境配慮」の欄にチェック入れた場合）	任意様式	<p>「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第4条に基づく認定が確認できる書類（エコファーマー認定証）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時点における化学農薬や化学肥料の削減、耕畜連携、飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減などを行っていることが確認できる書類